

令和6年4月1日

碧南市社会福祉協議会 行動計画

当協議会では、「職員が仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図る」ことができ、全職員が働きやすい職場環境をつくることにより、安心して仕事に取り組むとともに、その能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間中の女性労働者割合を80%以上で維持する。

＜対策＞

新規や中途の女性の積極的な採用に取り組み、育休から安心して復帰できるよう事前や休業中の説明や情報提供の機会を設ける。

対策実施期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

目標2：妻の出産休暇・子の看護休暇制度の利用者を次の水準以上にする。

妻の出産休暇：取得率80%以上

子の看護休暇：取得率25%以上

＜対策＞

職員への理解を深めるため、特別休暇の取得奨励を通知する。

対策実施期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

目標3：所定外労働時間を10%削減する。

＜対策＞

職員に対し、コスト意識向上のための啓発を実施する。

対策実施期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日